

鹿屋市へUIJターンして

就業・起業・テレワークをする方、ご家族の皆様へ

世帯移住で **100**万円

単身移住で **60**万円

更に18歳未満の世帯員一人につき最大100万円加算

東京圏から鹿屋市へ移住された方に支援金を支給します！

□ 支援対象者

移居前

直近10年間のうち、
直近の1年間を含む通算5年以上
東京23区に在住、または
東京圏から東京23区に通勤していた方

移住後

鹿屋市へ移住し、5年以上継続して居住
する意思がある方
[仕事の要件(下記のいずれかに該当)]
○鹿児島県のマッチングサイトに掲載
された移住支援対象求人就業した方
○起業支援金※の交付決定を受けた方
○会社からの命令ではなく、自己の意志
で移住しテレワークを行う方

※ 起業支援金の交付決定を受けた方は、
鹿児島県から別に200万円が支給されます。

□ 相談・申請

申請

移住・就業3カ月後、1年以内に「鹿屋市
地域活力推進課」へ申請が必要です。

- 申請には要件があります。
- また、空き家の紹介など、移住に関する
様々なお相談に応じています。
- お気軽にお問い合わせ下さい。

地域活力推進課

0994-31-1147

chiiki@city.kanoya.lg.jp



人手不足にお悩みの
経営者・人事担当者様へ

移住支援金対象法人として、
鹿児島県のマッチングサイトに登録しませんか。

□ メリット

- 登録、掲載、移住支援金の負担はありません。
- 東京圏のUIJターン就職希望者に、移住支援対象法人としてPRできます。
- 掲載された求人広告が通常掲載有料の大手民間求人サイトにも無料で掲載されます。
- 就職希望者に対して魅力的な求人広告となるよう、求人のプロからのセミナーを受講いただけます。

□ 登録手続き

- 申請書、法人登記履歴事項全部証明書(写し可)、求人票等をメールと郵便で送付します。
- 資本金10億円以下、本社所在地が東京圏以外、雇用保険の適用事業主であることなど、要件があります。
- 詳しくは鹿児島県にお問い合わせ下さい。

鹿児島県
産業人材確保・移住促進課
099-286-3098



UIターン者の採用に取り組む経営者・人事担当者様へ

採用活動に要した経費の一部(最大100万円)を助成します！！

○対象となる事業主

- ・対象労働者1人以上を雇い入れた事業主。

○対象となる労働者の要件

- ・東京圏からの移住者(※1)であること。
- ・鹿児島県のマッチングサイトに掲載された移住支援対象求人であること。
- ・雇用保険の一般被保険者、または高年齢被保険者として雇い入れられること。
- ・継続して雇用する労働者(※2)として雇い入れられること。

※1 鹿屋市が移住支援事業として実施する、東京圏からの移住者に対して支給する「移住支援金」の受給者。(新規学卒者は対象になりません)

詳しくは、鹿屋市地域活力推進課にお問い合わせください。

※2 対象労働者の年齢が原則65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して1年以上であること。

○助成の対象となる経費

- ・募集・採用パンフレット、自社ホームページなどの作成経費
- ・就職説明会等の実施経費

(出展料、会場借用料、担当者の旅費・宿泊費、使用資料の作成・印刷など)

注意！！

- ★ 事前に採用活動に係る計画書を事業所の所在地を管轄する労働局に提出し、労働局長の認定を受ける必要があります。
- ★ 以下の経費は対象になりません
 - ・民間有料職業紹介事業の利用料
 - ・求人情報誌や求人情報サイトへの掲載料
 - ・求人掲載支援サービス(コンサルティング)料 など
- ★ 自社ホームページの作成経費、就職説明会などの実施経費のうち、採用担当者の旅費・宿泊費には、それぞれ上限額があります。

○助成額

	補助率	上限額
中小企業	1/2	100万円
中小企業以外	1/3	100万円

○お問合せ先

(その他に各種要件がありますので、詳細は下記までお問い合わせ下さい。)

- ・ハローワーク鹿屋(0994-42-4135)
- ・鹿児島労働局(099-219-8713)